

# 板橋区ライフル射撃協会規約

板橋区ライフル射撃協会

# 板橋区ライフル射撃協会規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は板橋区ライフル射撃協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は事務所を理事長の自宅に設置する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は板橋区内に於けるライフル射撃界を総括し代表する団体としてライフル射撃競技の普及及び振興を図ると共に、愛好者に対し射撃技術の向上とフェアプレイの精神を涵養する事を目的とする。

(事業)

第4条 本協会は目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 本協会の会員が標的射撃を楽しみ互いに円滑な交流ができる環境の提供。
- (2) 区民に対するライフル射撃の啓蒙及び活動。
- (3) ライフル射撃に関する選手の競技力の向上、大会の開催及び記録の公認。
- (4) ライフル射撃に関する区選手権その他競技会の開催及び競技会を通じた他射撃団体との交流。
- (5) ライフル射撃に関し都民体育大会、東京都選手権に対する代表参加者の選定及び派遣。
- (6) 会員に対する射撃マナーの教育、銃器及び弾薬の安全管理に対する指導。
- (7) 公認審判員、射撃指導員の育成。
- (8) 板橋区体育協会に対し、ライフル射撃界を代表しての加盟と加盟後の協力。
- (9) 東京都ライフル射撃協会に対し、板橋区のライフル射撃界を代表しての加盟と加盟後の協力。
- (10) ライフル射撃に関する資料情報の収集と会員への伝達。
- (11) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

(使用する銃の種類)

第5条 板橋区ライフル射撃協会で定める「ライフル射撃」とは以下の各号等の銃を使用する標的射撃を含む。

- (1) ビッグボアライフル
- (2) スモールボアライフル及びスポーツピストル
- (3) エアライフル、ハンドライフル及びエアピストル
- (4) ビームライフル、ビームピストル、レーザーライフル及びレーザーピストル

### 第3章 会員

(会員について)

第6条 本協会の会員は次のとおりとする。

- (1) 会員の資格は、以下の各号のいずれかに該当する者が有するものとする。
  - 1. 区内居住者、区内在勤者、区内在学者（学連会員を除く）であって原則として第5条に掲げるライフル射撃を行う者
  - 2. 本協会の活動に賛同しきつ理事会の承認を得た者であって原則として第5条に掲げるライフル射撃を行う者
- (2) 会員の種類は、以下の各号とする。
  - 1. 一般会員：標的射撃を目的とする銃砲の所持許可証を有する者
  - 2. 生徒会員：一般会員を除く、18歳未満の標的射撃をする者
  - 3. ビーム会員：一般会員および生徒会員を除く、標的射撃をする者
- (3) 会員は、以下の各号の義務を負うものとする。
  - 1. 標的射撃を楽しみ、射撃技術の向上を目指すこと。
  - 2. 本協会が主催する事業に積極的に参加および協力することを旨とすること。
  - 3. 本協会の会員として本協会の外で活動する場合または活動した場合には事前または事後にかかわらず理事会へ相談および報告すること。
  - 4. 本協会の事業に関連する情報を得た場合には理事会へ報告するなど当該情報を本協会内で周知共有することに努めること。
  - 5. 登録事項に変更が生じた時は速やかにその旨を届け出ること。
- (4) 第2項の会員の種類の他に理事会が承認した者を特別会員とすることができる。
- (5) 第2項の会員のうち、18歳未満の会員(第2項第1号の一般会員であって18歳未満の会員、および、第2項第2号の生徒会員)は、1名の保護者を任命しなければならない。

(入会)

第7条 本協会に入会を希望する者は、以下の各号の要件をすべて満たすこと。

- (1) 本協会の目的に賛同し事業に積極的に参加する意思を有すること。
- (2) 入会申込書に必要事項を記入し、署名・捺印して理事長宛てに提出すること。
- (3) 入会金および年会費を本協会が指定する日までに納入すること。

(会費)

第8条 会員は本協会の定める次の会費を納入する。

- (1) 年会費は、次のとおりとする。事業年度の途中から入会した者であっても年会費の全額を納めるものとする。

一般会員 6, 500円

生徒会員 1, 500円

ビーム会員 2, 000円

- (2) 入会金は、入会の時に年会費と同額を納入する。

- (3) 一度納入された会費は理由の如何を問わず返却しない。

- (4) 年会費および入会金は理事会の決議により減免することが出来る。

- (5) 休会の期間は年会費の納入を免除する。

(退会)

第9条 次の各項に該当するときは本協会から退会したものとする。

- (1) 会員が退会を希望し、退会届を提出したとき。退会届は、退会の意思を示す内容が含まれていれば書面またはメール等、形式および書式によらない。退会の日が記されていない退会届は受領した日を退会した日とする。
- (2) 年会費を本協会が決めた期日までに納入しないとき。
- (3) 年会費の納入期日までに休会の意思を示した場合は、1年間の休会を認める。

(除名)

第10条 会員が次の各項のいずれか一つに該当するときは、理事会の決議を経て代表がこの者を除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を著しく損なうことをしたとき。
- (2) 本協会の会員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (3) 本協会の会員としての義務に違反したことを理事会に戒告されてもなお是正したことが認められなかつたとき。

## 第4章 役 員

(構成と選出および役務)

第11条 本協会の役員は次の通りとする。

|     |     |
|-----|-----|
| 代 表 | 1名  |
| 理事長 | 1名  |
| 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 2名  |
| 事務局 | 1名  |
| 会 計 | 1名  |

- (1) 代表は、総会において選出され、理事及び監事は、代表が指名の上、総会の承認を得て決定する。
- (2) 代表は、本協会を代表し会務を統括する。
- (3) 理事長は、理事の互選により選出される。
- (4) 理事は、理事会を構成し業務を遂行する。
- (5) 監事は、本協会の資産の管理および役員の執行業務を監査する。
- (6) 事務局は、役員の中から選出され平常の会務を担当する。
- (7) 会計は、役員の中から選出され平常の経理を担当する。
- (8) 事務局および会計は、同一の役員が兼任できない。事務局および会計は、必要に応じて職務の一部を補助する事務局補佐または会計補佐をそれぞれ会員から選出することができる。

(役員の任期、選出要件及び解任)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 役員は、次の各項の要件のいずれかを満たす会員の中から選出される。
  1. 本協会に入会してから3年を経過した会員。
  2. 本協会以外の射撃協会で複数年以上の役員の経験を有している会員。
  3. 学生連盟に加盟する射撃部等で役員に相当する経験を有している会員。
- (2) 前記第1項1号の会員であっても18歳未満の者は選出を辞退するか、または、第6条第5項において任命した保護者を代理として選出することができる。
- (3) 役員が次の各号に該当する場合は任期中であっても理事会の決議によって解任することができる。
  1. 本協会の事業に支障をきたす程度に頻繁に役員の役務を遅滞させたとき
  2. 心身の故障のため、役務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  3. 銃砲等の所持許可証の更新手続きにおいて更新が受けられなかつたとき

#### 4. 本協会の会員ではなくなったとき

### 第5章 名誉会長及び顧問

(名誉会長、顧問)

第13条 名誉会長または顧問は、理事会の推薦により代表が委嘱する。

第14条 顧問は、本協会の重要事項について代表の諮問に応じる。

また、要請があった時は理事会において意見を述べる事ができる。

### 第6章 会議

(会議の種類)

第15条 本協会の会議は、総会と理事会とする。

(総会)

第16条 定時総会は年1回とし、代表に招集され、代表がその議長となる。

(理事会)

第17条 理事会は理事長に招集され、理事長がその議長となる。

第18条 理事長は理事会を代表し、会務を統括して代表を補佐する。

第19条 理事は必要に応じて理事会の開催を理事長に要請することが出来る。

(総会の議事)

第20条 総会は次の事項を審議議決する。

- (1) 規約の変更。
- (2) 前年度の事業報告、収支決算報告及び新年度の事業計画、収支予算案の承認。
- (3) その他本協会の目的遂行に必要と認められた事項。

(臨時総会)

第21条 臨時総会は本協会の重要事項に関し、早急に意思の決定を必要とする場合、次のいずれかの要請に基づき代表がこれを招集することができる。

- (1) 理事の2分の1

## (2) 会員の3分の1

(決議)

第22条 理事会の議事は理事の過半数をもって決議され、総会の議事は会員の過半数を持って決議されるものとし、可否同数の時は議長がこれを決める。総会に出席すべき会員が18歳未満である場合は当該会員の保護者1名が同伴または代理して総会に出席することができる。理事会及び総会に出席できない場合は、事前に委任状を議長に提出することで会議に出席したものとみなす。なお、委任状の提出の無い場合は、会議の決議に従うものとする。

(招集の通知)

第23条 総会の招集日は少なくとも開催日の1週間前までに、会議の目的、日時、場所を書面で通知する。

## 第7章 会計

(資産)

第24条 本協会の資産は次に挙げるものとする。

- (1) 入会金及び年会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 段級検定料
- (4) 寄付金
- (5) その他

(会計報告)

第25条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

- (1) 本協会は原則として会計年度開始1ヶ月以内に收支予算を作成し、理事会の議決を得るものとする。
- (2) 本協会の收支決算は原則として年度終了1ヶ月以内に監事の監査を経て、理事会の承認を得るものとする。

(慶弔)

第26条 慶弔費に関する規定は理事会において別に定める。

[付則]

1. 本会則は、昭和56年4月1日から施行する。

( 令和 元年 5月11日第1回改訂および施行)

( 令和 5年 5月20日第2回改訂および施行)

( 令和 6年 2月29日第3回改訂および施行)

なお、令和6年4月1日をもって「都民体育大会」を「都民スポーツ大会」と、  
「板橋区体育協会」を「板橋区スポーツ協会」と読み替えるものとする。